

# 有害鳥獣捕獲者育成支援事業について

## (白川町鳥獣被害対策実施隊員育成事業費補助金)

農作物に被害を与える野生動物の捕獲を行う「白川町鳥獣被害対策実施隊」の隊員の確保のため、白川町では捕獲に必要な資格取得(狩猟免許)や資材購入費等について支援します。

### 補助事業対象者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 第1種猟銃免許、わな猟免許を取得しようとする者
- (3) 補助金の交付を受けた年度の翌年度の11月末日までに狩猟者登録を行い、登録した年度の翌年度から3年間白川町鳥獣被害対策実施隊に所属し、被害防止捕獲又は個体数調整捕獲の従事者として従事可能な者
- (4) 健康で他の狩猟者の模範となる人物であると町長が認めた者

### 補助金対象経費等

第1種猟銃免許(散弾銃等)：銃猟免許、銃所持許可の取得、銃と銃の保管に必要な設備等の取得、狩猟登録のために必要な経費(講習会参加費を含む。)

補助金額 最大30万円

わな猟免許(箱わな、くくりわな等)：わな猟免許の取得、捕獲用わなの取得、狩猟登録のために必要な経費(講習会参加費を含む。)

補助金額 最大3万円

## 申請される時のご注意

- 申請は各種免許取得前に行ってください。(取得後申請は不可)
- 補助金は、免許取得や登録が完了し報告を受けたのちに交付となります。
- 補助金を受けた方は鳥獣被害対策実施隊活動報告を3年間行う必要があります。
- 補助金を受けた後、正当な理由なく鳥獣被害対策実施隊に入隊しない、または3年を経過する前に脱隊した場合は、補助金返還の対象となります。

詳しくは、役場農林課農務係までお問い合わせください。  
電話0574-70-1317(直通)